

東成瀬村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 2,334	千円 4,520,415	千円 82,009	千円 479,567	% 10.6	% 9.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R6年度	人 39	千円 134,745	千円 17,100	千円 51,920	千円 203,766

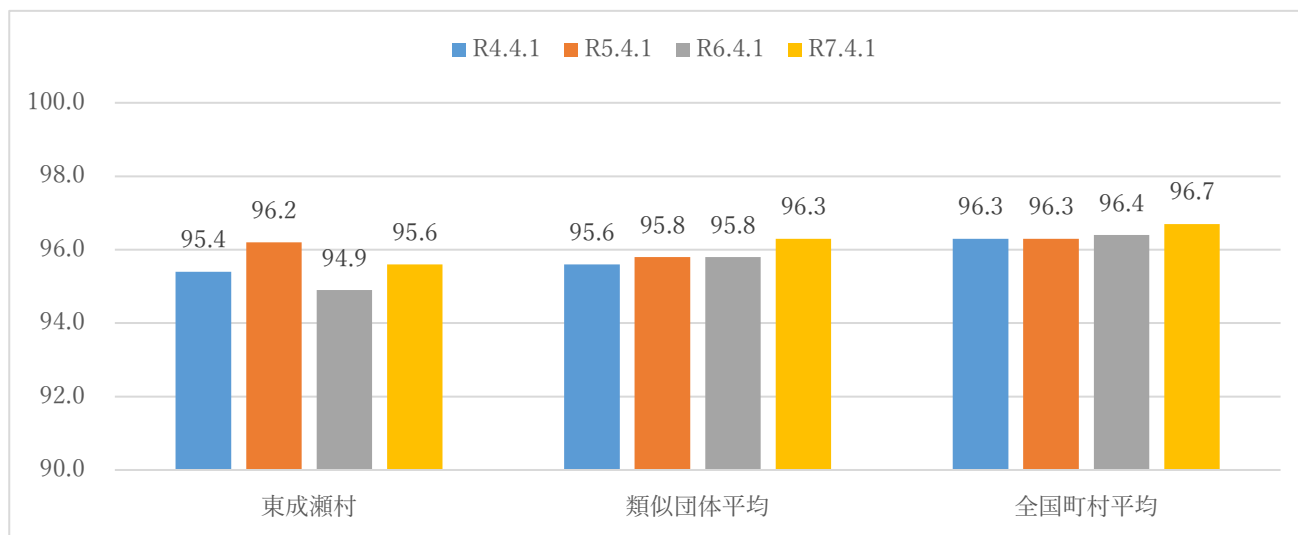
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,225	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

本村は該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 行政職給料表、医療職給料表、教育職給料表及び単労職給料表について、秋田県に準じて改正を実施。

②地域手当の見直し 本村は支給なし

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
東成瀬村	45.9 歳	341,840 円	445,051 円	397,107 円
秋田県	42.8 歳	333,500 円	396,700 円	357,900 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	- 円
類似団体	41.4 歳	314,470 円	364,463 円	341,301 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似の職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東成瀬村	56.1 歳	7 人	242,003 円	297,945 円	268,610 円	-	-	-	-
用務員	53.0 歳	3 人	242,677 円	270,010 円	265,871 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事	52.4 歳	203,600 円	1.33
その他	58.5 歳	4 人	241,497 円	318,895 円	279,517 円	-	- 歳	- 円	-
秋田県	54.3 歳	209 人	317,800 円	356,000 円	326,700 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	- 円	-	-	-	-
類似団体	53.2 歳	2 人	280,319 円	303,500 円	294,671 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東成瀬村	- 千円	- 千円	-
用務員	4,078 千円	2,776 千円	1.47
その他	4,965 千円	- 千円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤務手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		東成瀬村	秋田県	国
一般行政職	大学卒	221,562 円	227,201 円	220,000 円
	高校卒	189,334 円	195,880 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	199,775 円	193,866 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

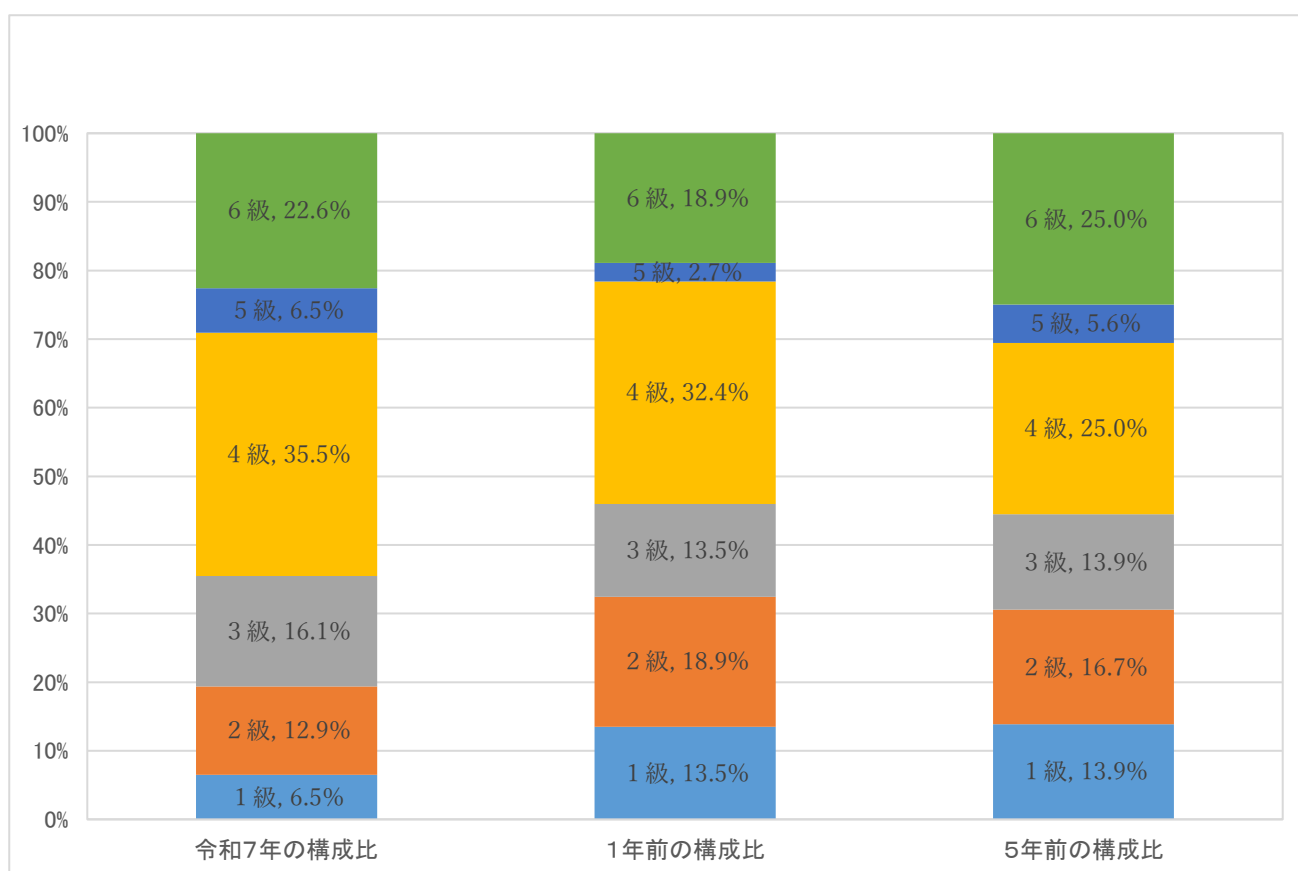
区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	259,026 円	296,792 円	344,528 円	398,509 円
	高校卒	200,815 円	263,810 円	0 円	341,734 円
	中学卒	0 円	0 円	0 円	0 円
技能労務職	大学卒	0 円	0 円	0 円	0 円
	高校卒	231,431 円	0 円	0 円	0 円
	中学卒	0 円	0 円	0 円	0 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

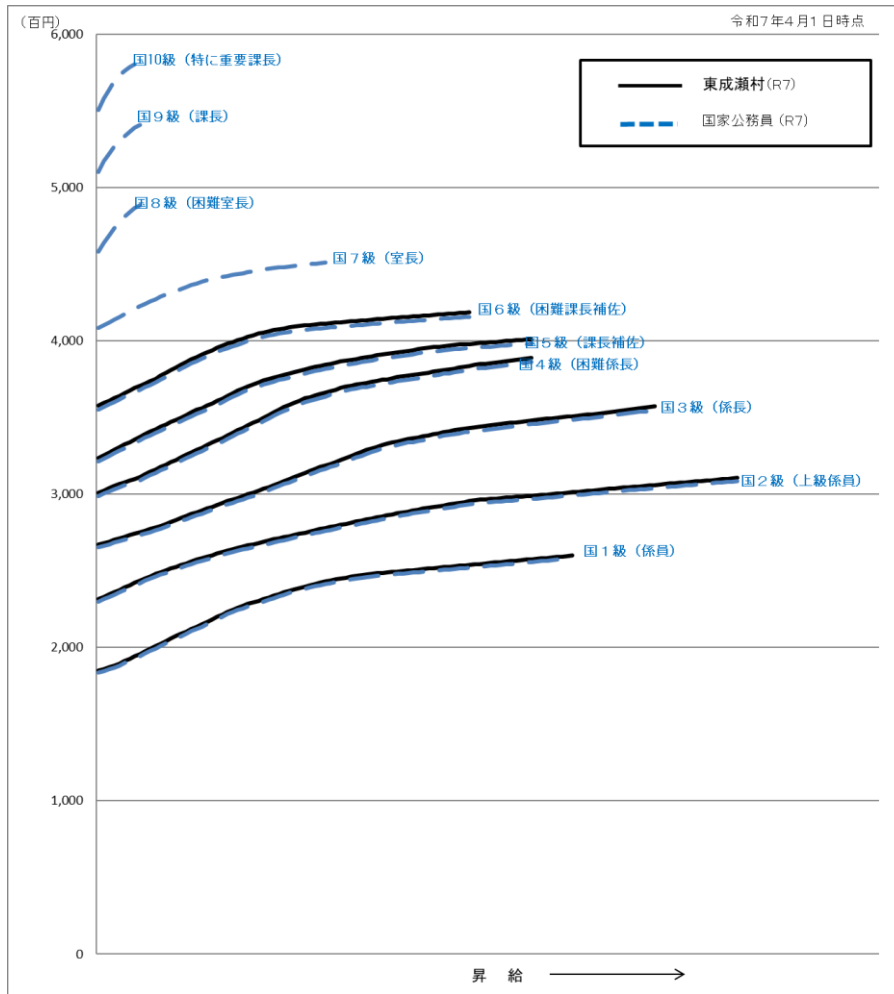
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	7人	22.6%	369,716円	430,394円
5級	室長	2人	6.5%	335,422円	412,251円
4級	課長補佐	11人	35.5%	312,262円	399,652円
3級	主査	5人	16.1%	278,496円	367,095円
2級	主任	4人	12.9%	243,923円	319,318円
1級	主事	2人	6.5%	197,356円	270,432円

- (注) 1 東成瀬村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（東成瀬村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東成瀬村	秋田県	国
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,366 千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,794 千円	—
(R6年度 支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度 支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度 支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（東成瀬村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東成瀬村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.409 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.409 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%から45%	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%から45%

(注) 1 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 本村は支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
診療所勤務	診療所に勤務する職員	レントゲン作業に従事	58 千円	日額250円
感染防疫作業	観戦防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業に従事	0 千円	従事した日1日につき 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度実績）	2,043 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	62 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,385 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	75 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,246 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		64,183 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
東成瀬村	世帯主で扶養親族のいる職員	19,800 円
	世帯主で扶養親族のいない職員	11,400 円
	その他の職員	8,200 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	—	

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 11,500円 ※特定期間加算額 5,000円 ・配偶者 3,000円 ・その他の扶養親族 6,500円	同	—	5,322 千円	231,391 円

住居手当	借家に居住する職員に支給 ・借家(月額12,000円以上の家賃を払っている職員の家賃額に応じて支給) 限度額27,000円	異	支給対象となる家賃月額の上限下限ともに国より低く設定している	716 千円	238,800 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通用具使用(通勤距離に応じて支給) 2,000円～38,700円 ・交通機関利用(実費) 限度額 150,000円	同	—	2,128 千円	88,650 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 ・統括課長、課長、次長 40,000円 ・参事、室長 20,000円 ・国民健康保険診療所医師 80,000円	同	—	3,120 千円	445,714 円
宿日直手当	日直を行った職員に支給 ・勤務1回につき 4,700円	同	—	440 千円	19,130 円
単身赴任手当	異動などに伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員等に支給 30,000円 (住居間の交通距離に応じて加算)	異	住居間の交通距離に応じて支給する加算額の月額単価を国よりも低く設定している	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当適用職員等が臨時又は緊急の必要等により休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回12,000円以下	同	—	84 千円	14,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	村 長	730,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 804,000 円 / 515,000 円
	副 村 長	560,000 円	705,000 円 / 415,000 円
報 酬	議 長	255,000 円	395,000 円 / 160,000 円
	副 議 長	221,000 円	310,000 円 / 140,000 円
	議 員	211,000 円	290,000 円 / 130,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×0.47×在職月数	(1期の手当額) 16,469 千円 (支給時期) 任期毎
	副 村 長	給料月額×0.28×在職月数	7,527 千円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

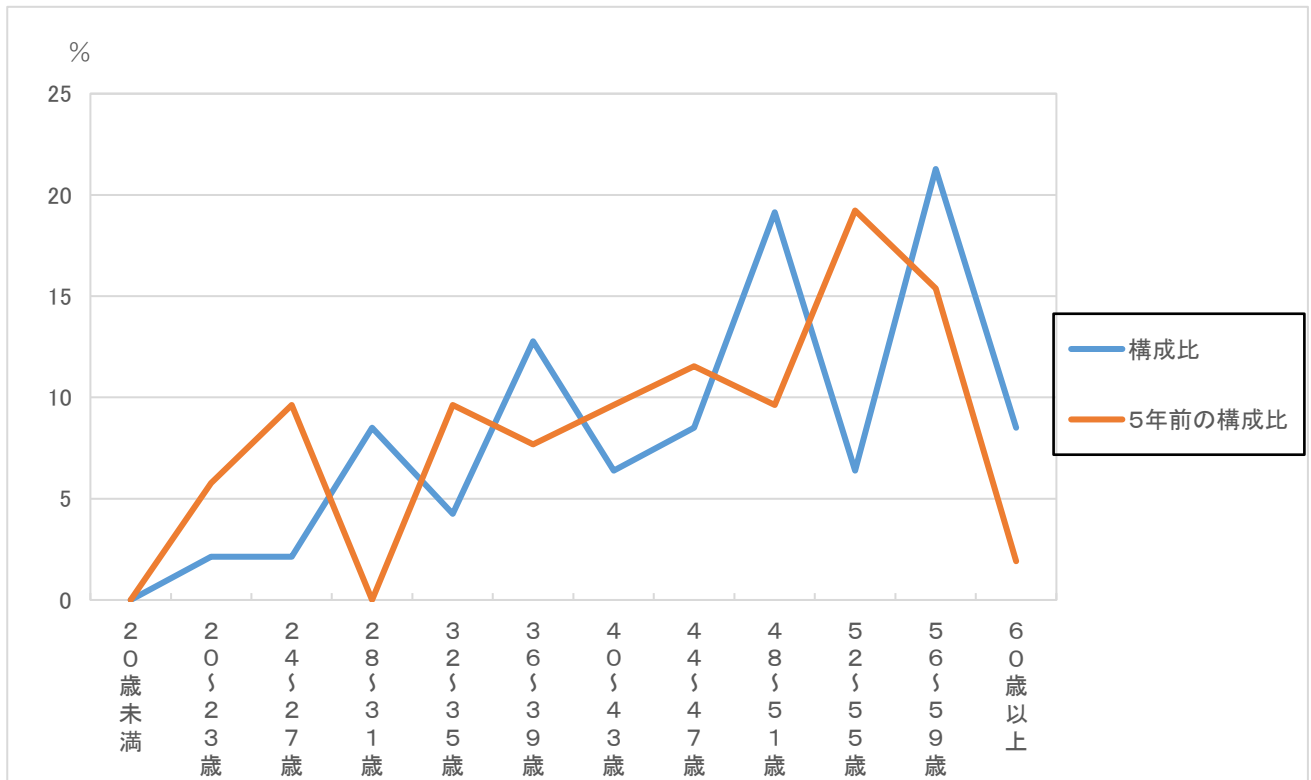
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	事 務 分 掌 の 見 直 し 及 び 退 職 者 不 補 充 に よ る ▲ 1
		総 務	12	12	0	
		税 務	1	1	0	
		民 生	4	4	0	
衛 生		4	4	0		
労 働		0	0	0		
農 水		5	5	0		
商 工 土 木		1	2	▲ 1		
計	4	4	0			
教 育 部 門		6	7	▲ 1	学 校 給 食 業 務 の 民 間 委 託 に 伴 う ▲ 1	
小 計		38	40	▲ 2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 162.81 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 209.51 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 簡 易 水 道 下 水 道 そ の 他	病 院	4	5	▲ 1	退 職 者 不 補 充 に 伴 う ▲ 1
		簡 易 水 道	1	1	0	
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	3	3	0	
小 計		9	10	▲ 1		
合 計		47	50	[]	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 201.37 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	1 人	1 人	4 人	2 人	6 人	3 人	4 人	9 人	3 人	10 人	4 人	47 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数 (率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	36	34	32	32	33	32	▲4 (▲11.1%)
教育	8	7	6	7	7	6	▲2 (▲25.0%)
普通会計計	44	41	38	39	40	38	▲6 (▲13.6%)
公営企業等会計計	8	9	9	9	10	9	1 (12.5%)
総合計	52	50	47	48	50	47	▲5 (▲9.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。